

## 1 自殺対策基本法の概要

我が国の自殺者数は、平成10年に3万人を超え、平成15年には統計を取り始めた昭和53年以降で最多となる34,427人となるなど、毎年3万人を超える方が自殺により亡くなる状況が続いていた。このような状況に対処し、総合的に自殺対策を推進するため、平成18年に「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号。以下「基本法」という。）が成立した。基本法は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策に関して基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止と自殺者の親族等の支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること

を目的としており、基本法の成立により、個人の問題として認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」として認識されるようになった。さらに、基本法の成立の翌年には、政府が推進すべき自殺対策の指針として、自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定された。

平成28年には基本法が改正され、自殺対策について、地域レベルの実践的な取組による生きることへの包括的な支援として拡充を図り、都道府県においては、大綱及び地域の実情を勘案して、「都道府県自殺対策計画」を定めるものとされるとともに、市町村においては、大綱及び「都道府県自殺対策計画」並びに地域の実情を勘案して、「市町村自殺対策計画」を定めるものとされた。

## 2 自殺総合対策大綱の概要

### (1) 自殺総合対策大綱の策定経緯

大綱は、基本法第12条の規定に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めることとされている。平成19年6月に閣議決定された最初の大綱では、自殺は、追い込まれた末の死であるという基本的な認識を示すとともに、自殺対策を進める上では、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因も踏まえて総合的に取り組むという基本的考え方を示した。また、自殺対策の数値目標として、平成28年までに、平成17年の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数をいう。以下同じ。）を「20%以上減少させる」ことを掲げた。

政府は、平成24年に大綱の見直しを行い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」という目指すべき社会を提示し、今後の課題として、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を指摘した。自殺総合対策の基本的な考え方として、「政策対象と

なる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する」、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する」の2つが追加された。

平成29年に見直された第3次大綱では、基本理念として、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものとするのが新たに掲げられるとともに、基本方針として、自殺対策は「生きることの包括的な支援として推進する」、「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」、「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」こと等が掲げられた。また、「当面の重点施策」が拡充され、新たに、「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」等が盛り込まれた。推進体制

については、「地域における計画的な自殺対策の推進」が盛り込まれた。

## (2) 第4次自殺総合対策大綱の概要

令和4年10月に閣議決定された第4次大綱では、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者、女性の自殺対策の強化など、以下の4つの柱に取り組むこととされている。

### ①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

近年のこどもの自殺者数の増加を踏まえ、こどもの自殺等の事案について詳細な調査や分析を進めることや、こどもの自殺危機に対応していくチームとして地域の支援者等が連携する仕組み等の構築、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進、学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を進めるほか、こども家庭庁を始めとした関係府省庁と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備することとしている。

### ②女性に対する支援の強化

コロナ禍における女性の自殺者数の増加を踏まえ、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援及び困難な問題を抱える女性への支援を「当面の重点施策」に新たに位置づけ、取組を強化することとしている。

### ③地域自殺対策の取組強化

地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりの支援や、そうした地域プラットフォームが相互に協力するための地域横断的なネットワークづくりの推進、また管内のエリアマネージャーである地域自殺対策推進センターの機能強化を行うこととしている。

### ④総合的な自殺対策の更なる推進・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏

まえた対策を推進するほか、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって、これまで取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化を行うこととしている。

## 〈数値目標〉

前述のように、第2次までの大綱では、自殺対策の数値目標について、平成28年までに、自殺死亡率を平成17年と比べて20%以上減少させると設定していた。平成28年の自殺死亡率は16.8と、平成17年と比べて30.6%の減少となり、目標を上回る減少を達成している。年間自殺者数をもみても、平成10年の急増以降は年間3万人を超えていたが、平成22年以降連続して減少し、平成27年には平成10年の急増前以来の水準となるなど、着実に成果を挙げてきた。

しかし、依然として年間自殺者数が2万人を超えるという深刻な状況であることに加え、先進7か国（以下「G7」という。）の中で自殺死亡率が最も高くなっている。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるが、第3次及び第4次大綱では、当面の目標として、G7の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年（18.5）と比べて30%以上減少（13.0以下）させることが数値目標として設定された。

## 〈大綱の見直し〉

「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う」こととしている。

## (3) 自殺総合対策大綱に係る検証・評価

大綱に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効

果等の評価するため、「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」（以下「有識者会議」

という。）を開催している。

### 3 国における自殺対策の推進体制

国における自殺対策については、基本法第23条に基づき、厚生労働大臣を会長とし、関係閣僚を委員として「自殺総合対策会議」を設置するとともに、同会議が内閣府から移管された平成28年4月から厚生労働省においてその運営業務を行っている。同年4月には同省に自殺対策推進室が設置されるとともに、厚生労働大臣を長とする「自殺対策推進本部」を設置し、多岐にわたる自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、労働その他の関連施策の有機的連携を図り、省内横断的に取り組んでいくこととした。厚生労働省では、健康問題や経済的困窮を始めとする自殺の背景にある様々な要因に対して、地域において自殺対策の中核を担っている地方公共団体の保健・福祉部局等や、経済的な自立を支えるハローワークなどの現場と緊密な連携を推進し、地域レベルの実践的な取組への支援を通じた自殺対策の推進を図っている。

自殺対策の一層の充実を図るため、自殺対策を支える調査研究及びその成果の活用等の中核を担う指定調査研究等法人の制度を創設すること等を内容とする「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）が令和元年6月に成立し、同法に基づく指定調査研究等法人として、令和2年2月に一般社団法人いのち支え

る自殺対策推進センター（以下「自殺対策推進センター」という。）が指定されるとともに、平成18年から国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに設置されていた自殺総合対策推進センターが廃止された。自殺対策推進センターを中核として、保健、医療、福祉、教育、労働など広く関連施策と連動した総合的かつ効果的な自殺対策の実施に必要な調査研究及びその活用、地域レベルにおける実践的な自殺対策の取組への支援が行われている。

令和2年には、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者数が増加したが、特に、小中高生の自殺者数は過去最多の水準となり、自殺予防などへの取組の強化の必要があった。令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、こどもの自殺に対して関係府省庁の司令塔として対応することができるよう、同庁に自殺対策室が設置された。さらに、同年4月から、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、同年6月には、有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（以下「緊急強化プラン」という。）が取りまとめられた。こどもの自殺対策に関しては、大綱に基づく取組に加え、緊急強化プランに基づく総合的な施策を関係府省庁一丸となって緊急的に推進している。

### 4 地域における自殺対策の推進

#### (1) 地域における連携・協力の進展

基本法において地方公共団体は、「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められている。地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ総合的な

自殺対策を推進する上で、地域で総合行政を実施し、地域住民と身近に関わる地方公共団体は、重要な役割を担っている。

また、各地方公共団体における地域の特性に応じた施策の推進に資するよう、厚生労働

省では、毎月、警察庁から自殺統計原票データの提供を受け、市区町村別の集計を行い、都道府県を通じて情報提供を行うとともに、同省Webサイトで公表している。

## (2) 地域自殺対策強化事業

地域自殺対策計画（「都道府県自殺対策計画」及び「市町村自殺対策計画」をいう。以下同じ。）を策定して自殺対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、基本法において、国は、これらの計画に基づいて、当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業や、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費として予算の範囲内で交付金を交付することができることとされており、厚生労働省では、都道府県及び市町村に対して「地域自殺対策強化交付金」（以下「交付金」という。）を交付している。交付金を活用した地域自殺対策強化事業のメニューは18あり、各地方公共団体において、地域の実情に応じて自殺対策に取り組んでいる。

### 〈地域自殺対策強化事業の実績〉

令和4年度の実績をみると、全ての都道府県が事業を実施しており、執行総額は約4.7億円である。主たる取組は、若年層対策事業（1.4億円）、自殺未遂者支援事業（0.6億円）、普及啓発事業（0.5億円）となっている。また、1,313市区町村が事業を実施しており、執行総額は約8.0億円である。主たる取組は、若年層対策事業（2.0億円）、対面相談事業（1.7億円）、普及啓発事業（1.2億円）となっている。

令和5年度当初予算には29.8億円が計上され、新たな取組として、身近な人による

「気づき」、「声かけ」を通じ、必要に応じて適切な機関につなぐゲートキーパーの養成をこれまで以上に推進する事業、自殺のハイリスク集団である自殺未遂者に対する必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う事業、多職種からなる「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な地域の支援者に対し、助言や支援を行う事業を展開した。また、令和4年度第2次補正予算で計上された「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」も活用し、地域における自殺対策の強化などの取組を支援した。

（事業メニュー）※令和5年度当初予算

①対面相談事業、②電話・SNS相談事業、③人材養成事業、④普及啓発事業、⑤自死遺族支援機能構築事業、⑥計画策定実態調査事業、⑦若年層対策事業、⑧SNS地域連携包括支援事業、⑨深夜電話相談強化事業、⑩自殺未遂者支援事業、⑪ゲートキーパー養成事業、⑫災害時自殺対策継続支援事業、⑬災害時自殺対策事業、⑭ハイリスク地対策事業、⑮自殺未遂者支援・連携体制構築事業、⑯自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業、⑰若者の自殺危機対応チーム事業、⑱地域特性重点特化事業

### 〈令和6年度予算における対応〉

令和6年度当初予算には30.5億円が計上され、引き続き、地域の実情に応じた自殺対策を講ずることができるよう、都道府県等に対する支援を行うとともに、令和5年度補正予算においては、地方公共団体・NPO等による自殺対策の取組支援及び「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援に要する経費を計上し、地域における自殺対策の強化などの取組を支援することとしている。

## 5 孤独・孤立対策について

社会環境の変化により人と人とのつながりが希薄化しており、今後、単身世帯の増加が

見込まれる中、孤独・孤立の問題が深刻化することが懸念されている。

令和3年2月には、孤独・孤立対策を政府一体となって推進するため、孤独・孤立対策担当大臣を司令塔とし、内閣官房に孤独・孤立対策担当室（令和6年4月からは内閣府孤独・孤立対策推進室）が設置された。同大臣は、令和3年9月に新たに自殺総合対策会議の委員にも加わった。また、同年12月には、相談支援体制の整備、居場所の確保、NPO等の活動へのきめ細かな支援などを盛り込んだ孤独・孤立対策の重点計画を策定し、令和4年12月に改定を行った。

さらに、近時における社会の変化を踏まえ、「日常生活若しくは社会生活において孤

独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者」への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等について定めた「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律第45号）が、令和5年5月に成立し、令和6年4月に施行された。

同法の趣旨である「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」の実現に向けた取組を推進している。